# 大和高田市農業委員会会議録

１．開催日時　　令和４年９月２日（金）午後３時１０分～午後４時００分

２．開催場所　　５階会議室６

３．出席委員　　農業委員（１３名）推進委員（４名）

| 農業委員 | 氏　　名 | 農業委員 | 氏　　名 | 推進委員 | 氏　　名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 西川　達也 | 8 | 弓場　一郎 | 1 | 安井　　進 |
| 2 | 小川　隆興 | 9 | 藤岡　秀信 | 2 | 鬼頭　淳悟 |
| 3 | 前田　全計 | １０ | 奥本　正嗣 | 3 | 松村　謙三 |
| 4 | 鵜山　久雄 | １１ | 本郷　保則 | 4 | 米田　博明 |
| 5 | 吉井己容子 | １２ | 吉岡　重治 | | |
| 6 | 梅田　昌宏 | １３ | 中江　　彰 | | |
| 7 | 上田美加子 | | | | |

４．欠席委員　　０名

５．議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　会議書記の指名

第３　議事案件

議案第１号　農地法第３条第１項について申請の件

議案第２号　農地法第５条規定による申請の件

議案第３号　農地法第１８条第６項について通知の件

議案第４号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項規定による農用地利用集積計画について

議案第５号　その他

１）農地法第５条規定による許可後の事業計画変更申請について

６．農業委員会事務局職員　　事務局長　村岡　司朗　　農地係長　松村　高宏

７．会議の概要

議　長　　ただ今から９月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は、農業委員全員出席されておりますので、総会は成立していることをご報告致します。また、推進委員さん４名出席されています。

（会長あいさつ）

議　長　　それでは、議事日程、第１、議事録署名委員の指名についておはかり致しますが、私から指名させて頂くことに異議ございませんか。

（異議なしの声有り）

議　長　　異議なしの声がありましたので､本日の議事録署名委員に３番､前田副会長さんと、４番、鵜山委員さんのお二人を指名しますので、よろしくお願い致します。

続いて議事日程、第２、会議書記の指名には、事務局の村岡局長と松村係長を指名致します。

議　長　　それでは、ただ今から議事日程、第３、議事に入ります。

まず、議案第１号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局　　それでは議案書１ページをお願い致します。議案第１号、農地法第３条第１項について申請の件について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため、贈与により所有権を移転するための申請でございます。

番号１番、申請地、大字礒野２９８番１（田）２１１９㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。贈与により、各々の持ち分を移転するための申請です。耕作面積は、４９８３㎡で下限面積を満たしております。場所は、調査順序表７番、オークワ市場店より■に約４００ｍのところです。

番号２番、申請地、中今里町３２６番（畑）７６㎡、中今里町３３０番（畑）４９㎡、中今里町３３２番（畑）６９㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。贈与による所有権の移転で、耕作面積は４１０８㎡と下限面積を満たしております。場所は、調査順序表８番、クリーンセンターより■■に約２００ｍのところです。

番号３番、申請地、大字吉井１０８番１（田）現況は畑、４３１㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。贈与による所有権の移転で、耕作面積は５８７４㎡と下限面積を満たしております。場所は、調査順序表９番、天満保育所より■に約５０ｍのところです。

以上、第１号議案につきましては、３件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第３条第２項について説明させて頂きます。

まず、権利の取得後において、今回取得する農地を含めて、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、今回の申請は１番は、従来より耕作されていた方への贈与で、２番３番は農家世帯内での贈与でありますので、従前と変わることなく、現在の耕作状況からして保有している農地を、引き続いて効率的に利用することが見込まれますので、要件を満たすものと判断致します。次に、権利を取得した後に、農作業に従事するかという常時従事要件につきましても、現状同様譲受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましても、いずれも従来のとおり支障がないものと考えます。

以上、今回の案件の申請内容から致しますと、農地法第３条第２項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと判断致します。

ご審議よろしくお願い致します。

議　長　　ただ今、事務局から説明が終わりましたが、議案第１号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声有り）

議　長　　ご意見ご質問がないようですので、採決致します。

それでは、議案第１号、農地法第３条第１項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議　長　　全員賛成ですので、議案第１号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議案第２号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局　　議案第２号、農地法第５条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地を所有権移転の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号１番、申請地、大字藤森１２３番１（田）２９３㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転で、令和３年１１月に５条申請で許可を受けた場所の西側にあたり、前回分と合わせ一体で青空駐車場として転用されるための申請です。第５号議案にて前回分の転用申請地の大字藤森１２４番１、１３２番１の計画変更が提出されておりますので、併せてご審議お願いいたします。場所は、調査順序表第５番目、青垣園より■■へ約３００ｍのところであります。申請に伴う書類等は具備致しております。

番号２番、申請地、大字奥田３８７番１（田）666㎡、大字奥田３８８番１（田）１１０８㎡、大字奥田３８９番１（田）７７９㎡、大字奥田３９０番１（田）４４３㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転で、一戸建専用住宅９戸への転用申請です。場所は、調査順序表第１番目、奥田駐在所より■へ約２００ｍのところです。

番号３番、大字大谷１０番２（田）２０１㎡、譲渡人、譲受人は表記のとおりです。売買による所有権移転のための申請で、以前青空資材置場と駐車場に転用された土地への進入路への転用です。場所は、調査順序表第６番目、大谷別院より■へ約１５０ｍのところです。

番号４番、大字西坊城３番１（田）２５７２㎡、大字西坊城３番３（田）3.24㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転で、一戸建専用住宅１０戸及び水路への転用申請です。場所は、調査順序表第４番目、天満診療所より■■へ約２００ｍのところです。

番号５番、大字西坊城６番１（田）１００３㎡、大字西坊城７番１（田）９７２㎡、大字西坊城８番１（田）１０２４㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転で、一戸建専用住宅１１戸及び青空資材置場への転用申請です。場所は、調査順序表第３番目、天満診療所より■へ約２００ｍのところです。

番号６番、大字西坊城１１番１（田）７５７㎡、大字西坊城１１番６（田）４３５㎡、大字西坊城４３７番１（田）現況（畑）４２６㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転で、一戸建専用住宅６戸への転用申請です。場所は、調査順序表第２番目、天満診療所より■へ約２００ｍのところです。

以上、第２号議案につきましては、６件の申請でございます。

議　長　　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長　　それでは、農地部会の審議内容の報告をさせていただきます。

番号１、■■■■■■■の申請です。現況は休耕されています。周囲の状況は、北側は田、南側は道路、東側は以前転用され許可を受けた土地で一部土が入った状態で、西側は河川です。土砂の流出が無いよう造成されます。汚水の発生はなく、雨水は北側水路に排水されます。隣接する農地はなく、藤森水利組合からは同意を得ています。周囲への被害はないものと思われます。

番号２番、■■■■■■■■■■■■■の申請です。現況は、休耕されています。周囲の状況は、北側は道路、南側は住宅、東側は宅地と農地、西側は宅地と駐車場です。農地部分には擁壁を設け造成されます。隣接農地の方や奥田水利組合からも同意を得ています。周囲への被害は無いものと思われます。

番号３番、■■■■■■の申請です。現況は休耕されています。周囲の状況は、南側は現在使用している駐車場、北側は里道、東側は農地、西側は水路です。擁壁を設け、土砂の流出の無いよう造成されます。汚水の発生はなく、雨水は西側水路に排水されます。隣接する農地はなく、大谷水利組合からは同意を得ています。周囲への被害はないものと思われます。

番号４番、■■■■■■■■■■■の申請です。現況は、水稲を作付されております。周囲の状況は、北側、南側は道路、東側は農地、西側は宅地と駐車場です。隣接農地部分には擁壁を設け、造成されます。汚水は各戸に浄化槽を設け、雨水とともに、南側水路に排水されます。隣接農地の方や、西坊城水利組合からも同意を得ています。周囲への被害は無いものと思われます。

番号５番、■■■■■■■■■■■の申請です。現況は、水稲を作付されております。周囲の状況は、北側、南側は道路、東側、西側は農地です。周囲に擁壁を設け、造成されます。汚水は各戸に浄化槽を設け、雨水とともに、南側と北側の水路に分かれ排水されます。隣接農地の方や、西坊城水利組合からも同意を得ています。

周囲への被害は無いものと思われます。

番号６番、■■■■■■■■■■■の申請です。現況は、水稲を作付されております。周囲の状況は、北側は宅地、南側は道路、東側は宅地、西側は農地です。擁壁を設け造成されます。汚水は各戸に浄化槽を設け、雨水とともに、南側水路に排水されます。隣接農地の方や、西坊城水利組合からも同意を得ています。

周囲への被害は無いものと思われます。

以上、農地部会としては、いずれも妥当な申請であろうとの審議結果でした。ご審議よろしくお願いいたします。以上、報告終わります。

議　長　　ただ今、農地部会長より報告いただきましたが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局　　それでは説明させて頂きます。

１番、藤森の農地区分は、１０ha未満の農地の区域内に位置し、第２種農地と判断致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後よりすぐに着工し、約３ケ月で完成とのことで確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的からしても妥当な面積であると考えます。

２番、奥田の農地区分は街区を形成している中に位置し第３種農地と判断致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で金融機関の残高証明書の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては前回転用

分とあわせ許可後よりすぐに着工し、約２年間で完成とのことで確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的や利用計画からしても妥当な面積であると考えます。

３番、大谷の農地区分は、近鉄築山駅より約700ｍ内に位置し、第２種と判断致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後よりすぐに着工し、約２ケ月で完成とのことで確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、用途からして妥当な面積であると考えます

４番、西坊城の農地区分は、水管、ガス管の埋設された４ｍ以上の道路に面し、第３種農地と判断致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、来年２月より着工し、約１０ケ月で完成とのことで確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、利用計画からして妥当な面積であると考えます

５番、西坊城の農地区分は、水管、ガス管の埋設された４ｍ以上の道路に面し、第３種農地と判断致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、来年２月より着工し、約１０ケ月で完成とのことで確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、利用計画からして妥当な面積であると考えます

６番、西坊城の農地区分は、近鉄坊城駅より、約1Km内に位置し、第２種農地と判断致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、来年２月より着工し、約１０ケ月で完成とのことで確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、利用計画からして妥当な面積であると考えます

以上、ご審議よろしくお願い致します。

議　長　　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この第２号議案について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

議　長　　ご意見、ご質問などございませんか。

ご質問等ないようですので、採決致します。第２号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い致します。

（全員挙手）

事務局　　議案第３号、農地法第１８条第６項について通知の件について説明致します。

本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号１番、申請地、大字市場６１７番１（田）８７８㎡、
借受人、貸出人は表記のとおりです。解約理由は、耕作者死亡のためでございます。

番号２番、申請地、大字西坊城８番１（田）１０１７㎡、借受人、貸出人は表記の

とおりです。解約理由は、規模縮小のためでございます。
以上、議案第３号につきましては、２件の通知でございます。

議　長　　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。
何かございましたら挙手でお願い致します。
（なしの声有り）

議　長　　質問がないようですので、議案第３号、農地法第１８条第６項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。
続いて、議案第４号を議題と致しますが、この案件につきましては、吉岡委員が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室して頂きます。
（吉岡委員　退出）
事務局より説明願います。

事務局　　議案第４号、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項規定による農用地利用集積計画について説明致します。
本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。
農業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。
整理番号１番、利用権の設定を受ける者、設定する者は表記のとおりです。利用権を設定する農地、大字奥田１８４番１（畑）４３８㎡、使用貸借権の設定により野菜を作付け、利用期間は、市公告日翌日から令和７年８月３１日までの約３年間でございます。
以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第１号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる農業者に対し貸し付けされるということから、各要件を満すものと考えます。この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しまして、その旨の回答をさせて頂きますので、ご審議よろしくお願い致します。

議　長　　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。
（なしとの声あり）

議　長　　なしとの声がございましたので、採決致します。
それでは、議案第４号、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項規定による農用地利用集積計画について、原案どおり承認することに賛成の方は挙手願います。
（全員挙手）

議　長　全員賛成ですので、議案第４号につきましては、農業振興課に対し原案のとおり、承認した旨の回答をすることに決定致します。
次の議題に入ります前に、吉岡委員の入室、着席をお願い致します。
（吉岡委員、入室、着席）

続いて、議案第５号を議題と致しますが、この案件は議案第２号、番号１番と関連しており、その際にご審議いただきましたので、省略させていただきます。

議　長　　ただ今の議案をもちまして、議案審議は、以上でございます。

これで、９月の定例委員会を終らせて頂きます。

委員の皆様､大変ご苦労様でした。 事務局より連絡事項ありましたらお願いします。

議事録は､農業委員会等に関する法律第３３条により作成し､大和高田市農業委員会会議規則第８条の規定によりここに署名する。

議　　長　　弓　場　一　郎　　印

署名委員　　前　田　全　計　　印

署名委員　　鵜　山　久　雄　　印